

改正

平成28年4月1日告示第14号

平成29年3月31日告示第8号

西桂町協働事業提案制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西桂町の協働による自治を推進するため、町内に事務所及び活動場所を有する地域活動団体、町民活動団体、公益法人及び国等の機関（以下「地域活動団体等」という。）と町が協力、連携して行う事業（以下「協働事業」という。）の提案制度について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域活動団体 区等、一定の区域に居住している住民で構成され、地域の課題の解決に向けて活動する団体をいう。
- (2) 町民活動団体 NPO法人、ボランティア団体等、主に住民等で構成され、営利を目的とせず、不特定多数の利益の増進に寄与することを目的に活動している団体をいう。
- (3) 公益法人 営利を目的としない公益的な法人をいう。
- (4) 国等の機関 国の機関や独立行政法人などの公的な機関で、専門的知識や技術を地域に還元する活動を行うものをいう。

(応募資格)

第3条 協働事業を提案できるものは、地域活動団体等で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 原則として1年以上継続して活動を実施していること。
- (2) 5人以上の会員で構成されていること。
- (3) 組織の運営に関する規則、定款、規約、会則その他これに類するものがあること。
- (4) 事業の連絡責任者を選任していること。
- (5) 協働事業を的確に遂行できる能力を有していること。

(対象となる事業)

第4条 対象となる事業は、地域活動団体等が自ら設定した課題に基づき提案する協働事業とし、

次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 公益的な事業であって、事業を提案する地域活動団体等と町が協働して取り組むことにより、地域課題又は社会的課題の解決を図ることができること。
- (2) 事業の実施により町民満足度が高まり、具体的な効果及び成果が期待できること。
- (3) 役割分担が明確かつ妥当であり、地域活動団体等と町が協働で実施することにより効果が高まること。
- (4) 予算の見積り等が適正であること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は対象としない。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 政治、宗教又は選挙活動に関するもの
- (3) 国、地方公共団体その他の公共的団体から助成を受けているもの
- (4) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団又は暴力団員及び暴力団又は暴力団体と社会的に非難される関係にある団体と関係するもの
- (6) その他公序良俗に反するもの
(実施期間)

第5条 協働事業実施期間は、単年度とする。ただし、毎年度審査を経て継続して提案することができる。

(提案の手續)

第6条 協働事業を提案しようとする地域活動団体等(以下「提案団体」という。)は、西桂町協働事業提案書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、指定された期日までに町長に提出するものとする。

- (1) 団体概要(様式第2号)
- (2) 協働事業実施計画書(様式第3号)
- (3) 協働事業予算計画書(様式第4号)
- (4) 提案団体の規則、定款、規約、会則その他これに類するものの写し
- (5) その他、町長が必要と認める書類

(協働事業候補の選定)

第7条 町長は、前条に規定する書類が提出されたときは、その内容を西桂町協働事業審査委員会（以下「委員会」という。）の審査及び選定に付するものとする。

2 委員会は、第4条に定める基準に基づき審査及び選定をし、当該結果を取りまとめ、町長に報告するものとする。

（委員会の設置等）

第8条 町長は、前条の規定による審査及び選定をするために、委員会を設置する。

2 委員会の委員は、教育長及び各課等の長（総務課長、税務住民課長、福祉保健課長、保育所長、産業振興課長、建設水道課長、教育次長）をもって充てる。

3 委員会には、委員長を置く。

4 委員長は、委員の互選により定める。

5 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

6 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（事業の決定及び協議）

第9条 町長は、委員会からの報告に基づき協働事業を決定する。

2 町長は、第1項の規定により、協働事業の採択又は不採択を決定し、その旨を西桂町協働事業採択・不採択決定通知書（様式第5号）により提案団体に通知するものとする。

（負担金等）

第10条 前条の規定により決定した協働事業の実施に係る町の負担金等は、別表に定めるとおりとし、予算の範囲内で交付する。

（協定の締結）

第11条 町長及び第9条の規定により提案した協働事業を採択された提案団体（以下「協働団体」という。）は、協働事業の実施に向けて協議し、事業実施に当たっての基本的事項、役割分担等を明示した協定を協働事業協定書（様式第6号）により締結するものとする。

（事業の変更等）

第12条 協定書を締結した協働団体は、当該事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとする場合は、西桂町協働事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第7号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（報告書等の提出）

第13条 協働団体は事業が完了したときは速やかに、西桂町協働事業完了報告書（様式第8号）に

次に掲げる書類を添付して、町長に提出するものとする。

(1) 西桂町協働事業収支決算書（様式第9号）

(2) その他町長が必要と認めるもの

（委員会への付議）

第14条 町長は前条の規定により提出された完了報告書を委員会に付するものとする。

2 委員会は実施された協働事業について、意見を付することができる。

（公表）

第15条 町長は、第13条の規定により提出された完了報告書について、協働団体の名称、代表者氏名、実施した事業の概要及び成果等を公表するものとする。

（事務局）

第16条 協働事業に関する事務は、総務課において処理する。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年4月1日西桂町告示第14号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日西桂町告示第8号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第10条関係）

項目	内容等
報償費	事業の実施に必要と認められる講師又は専門的技術協力者に対する謝金に限る
旅費	事業実施に必要と認められる講師の交通費及び宿泊料（西桂町職員旅費支給条例平成10年西桂町条例第18号）に限る。
消耗品	事業に直接使用する消耗品に限る。
燃料費	事業に使用する機材又は車両の燃料代に限る。
食糧費	事業に参加した者に提供する飲み物等に限る。ただし、事業参加者1人につき200円を限度とする。

印刷製本費	事業を告知又は広報するチラシ又はポスター及び会議資料の印刷に限る。
通信費	事業の実施に必要と認められる連絡等に使用する郵便及び電話の料金に限る。
手数料	事業の実施に必要と認められる手数料に限る。
保険料	事業の実施に必要と認められる保険に限る。
使用料及び賃借料	事業の実施のために使用する会場、車両その他必要と認められるものに限る。
原材料費	事業に直接使用する原材料に限る。
備品購入費	事業に直接使用する機材及び備品で、町長が特に認めたものに限る。

西桂町協働事業提案書

年 月 日

西桂町長 様

団体名

所在地

代表者名

印

西桂町協働事業提案制度実施要綱第6条の規定により、下記のとおり提案します。

記

1 協働事業名

2 添付書類

- (1) 団体概要(様式第2号)
- (2) 協働事業実施計画書(様式第3号)
- (3) 協働事業予算計画書(様式第4号)
- (4) 規則、定款、規約、会則その他これに類するものの写し
- (5) その他

団体概要

団 体 名 等	住所				
	団体名				
	代表者氏名				
	連絡責任者氏名				
	電話		FAX		
設 立 年 月 日	年	月	日	会員数	人
団 体 の 目 的					
団 体 の 活 動 状 況					
協 働 事 業 等 実 績					
財 政 状 況	区 分	項 目	直近決算(年)	直近予算(年)	
	収 入	事 業 収 入 額			
		そ の 他 の 収 入 額			
	支 出	事 業 支 出 額			
そ の 他 の 支 出 額					

協働事業実施計画書

協働事業名	
事業の目的	
事業の内容	
協働の効果	
役割分担	(地域活動団体等の役割)
	(町の役割)
実施方法及びスケジュール等	

協働事業予算計画書

団体名

事業名

1 支出に関する事項

項 目	予算額(円)	積算内訳
小 計		
消 費 税		
合 計		

2 収入に関する事項

公共的団体以外からの 助成金等の有無 有・無	(概算金額) 円	(助成団体名)
参加者負担金等の有無 有・無	(概算金額) 円	(内訳)

※ 積算の根拠書類を添付してください。

第 年 月 日
号

西桂町協働事業採択・不採択決定通知書

様

西桂町長

印

年 月 日付けで提案された協働事業については、下記のとおり決定したので、西桂町協働事業提案制度実施要綱第9条の規定により通知します。

記

協働事業名

1 採択

- (1) 協働事業担当課
担 当 課

2 不採択

(理由)

西桂町協働事業協定書

西桂町（以下「甲」という。）と地域活動団体等（以下「乙」という。）は、〇〇事業（以下「協働事業」という。）について、「西桂町協働事業提案制度実施要綱」（以下「実施要綱」という。）に基づき、各々対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって協定を締結する。

（目的）

第1条 本協働事業は、町民の豊かな発想と実践の機会を町政に参画、連携することで、地域課題や社会的課題の解決が図られる公益的、社会貢献的活動を協働事業として実施し、協働による自治を推進することを目的とする。

（実施期間）

第2条 この協定の実施期間は、協定締結日から当該年度の3月31日までとする。

（役割分担）

第3条 協働事業の役割分担は、次のとおりとする。

（1）甲の役割

- ア 乙に対し、提案書に記載する〇〇の企画及び実施に関する助言を行う。
- イ 乙に対し、提案書に記載する〇〇の作成に関する助言を行う。
- ウ 乙に対し、協働事業に関しての知識やノウハウを提供する。
- エ 乙に対し、協働事業に関しての負担金として、〇〇円を交付する。

（2）乙の役割

- ア 協働事業者として、提案書に従い、〇〇事業の安定的かつ効果的な運営を図る。
- イ 〇〇事業の実施に関し、必要な調整を甲と図る。
- ウ 〇〇事業の実施に関し、必要な人材の確保を図る。
- エ 甲に対し、協働事業に関しての知識やノウハウを提供する。

（情報の共有）

第4条 協働事業の円滑な進行を図るため、甲及び乙は、お互いに積極的なコミュニケーションを図り、お互いの持つ協働事業に関する情報を共有する義務を負う。

（公開の原則）

第5条 この協定の他、協働事業に関する事項は、公開を原則とする。

（協働事業の変更、中止等）

第6条 甲及び乙は、それぞれ事業を変更し、若しくは中止しようとするとき又は事業費に著しい変動があることが明らかになったときは、速やかに相手方に協議を申し入れ、措置を決定するものとする。

（第三者に損害を与えた場合の責任の所在）

第7条 事業の実施に伴い、第三者に損害を与えた場合には、甲及び乙は、それぞれの役割分担に応じて、その責任を負うものとする。

（その他）

第8条 この協定書及び実施要領に定めのない事項、または疑義を生じた事項については、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

住所

甲

氏名 西桂町長

印

乙

住所

氏名

印

様式第7号（第12条関係）

西桂町協働事業変更(中止・廃止)承認申請書

年 月 日

西桂町長 様

団体名

所在地

代表者名

印

年 月 日付で協定書を締結した協働事業について、事業の変更(中止・廃止)の承認を受けたいので、西桂町協働事業提案制度実施要綱第12条の規定により、次のとおり申請します。

事 業 名		
変更(中止・廃止)の理由		
変更(中止・廃止)の内容	変更後	変更前
添 付 書 類		

西桂町協働事業完了報告書

年 月 日

西桂町長 様

団体名
所在地
代表者名

印

年 月 日付けで協定書を締結した協働事業が完了しましたので、西桂町協働事業提案制度実施要綱第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 協働事業の成果

事業名	
事業費総額	
事業期間	年 月 日から 年 月 日まで
実施場所	
参加者数	
事業実施内容及びその成果	

2 添付書類

- (1) 西桂町協働事業収支決算書(様式第9号)
- (2) その他町長が必要と認める書類

西桂町協働事業収支決算書

団 体 名	
-------	--

(収入)

区 分	決算額(円)	説 明
合 計	円	

(支出)

区 分	決算額(円)	内 訳
合 計	円	
(うち対象外経費)		